

3 . 提言書案説明

報告者 副会長 柴田伸治

30人ほどの委員で30回を超える会議を経て、皆さんにお渡しできるものになった。最初作ったときは倍くらいの量があった。整理して、何とか提案できる形になったと思う。

全体の目的と狙い

この提言書は、市民が主体となり、自らまちづくりを進めていくために、市民がどのような権利があって、どのような役割を果たさなければならないのか、をまとめている。さらに、まちづくりの主役を改めて市民と定義した際に、議会や行政がどのような役割を果たす必要があるのか、といった視点でまとめている。

なかでも、町内会や連区などの地域で活動する地域活動団体と、ボランティア活動や市民活動に団体などのNPOはまちづくりの重要な役割を果たすと考えている。

提言案のひとつのポイントとなるのは、地域づくり協議会を条例に盛り込み、全市に展開することだと思っている。

全体の構成は名称、前文、総則、市民参加のまちづくり、市民自治の仕組み、議会の役割と責務、行政の役割、実効性の確保という章立てとなっている。順番として、市民を最初にした。原則でも、総則でも市民の役割をはっきりさせている。そのあとで、議会・行政を定義する、としている。

名称

市民自治によるまちづくり基本条例とした。自治基本条例、まちづくり基本条例などの案もあり、大変時間をかけて決めた。

提案の名称のほか、市民参加を重視する観点から、「まちづくり基本条例」とする意見が多数あった。これは、市民が中心となりより身近な問題を、行政に頼ることなく、あるいは行政、議会とともに「まちづくり」をするという市民主体の「想い」を表わそうという意見である。

一方、「一宮市自治基本条例」とする意見もあった。この条例が、他の条例や、議会ならびに行政の行動に規範性をもち、市民、議会、行政の協働の仕組みづくりを重視する名称がよい、という考え方。

これら両者の特徴を含み、かつ、名称のみでこの条例策定の趣旨を市民に伝えることができるものとして、この名称を提案する。

なお、この名称案では、「一宮市」が入らないが、一宮市は自明であり、名称に入れる必要はないと考えた。

前文

前文も原案では、この分量の倍、あった。歴史、文化を説明し、新しい街づくりが必要だ、と書いてあり、1Pになってしまった。しかし、提言する者が、前文を書いていいのか、ということがあって、この形で提案させてもらっている。

キーワードは、真清田神社、木曽川、繊維、などをピックアップして書かせてもらっている。

第1章 総則

目的として「市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにし」、「市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定め」、「そのために必要な、議会や行政の役割と責務を明らかにします。」とし、この条例を一宮市の最高規範として位置づけている。

また、この条例で使う、まちづくり、市民、NPO、地域活動団体、活動団体といった用語を定義させてもらっている。

まちづくりの基本原則として、市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則を提言したい。また、4つの原則のほかに、財政の健全化の原則、効率化の原則も入れたらどうか、という意見もあった。

第2章 市民参加のまちづくり

ここでは7点挙げている。

市民の権利と責務、情報公開・共有、評価、参加の機会・実施、総合計画によるまちづくり、意見要望苦情等への応答義務等、住民投票、である。

市民の権利は2つ提案している。

参加の権利、情報を知る権利。具体的な例として、「市民はまちづくりや税金の使い方に関して議会、行政が保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利があり、特に市民生活に重大な影響を与える決定や、一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利がある」こんなところまで踏み込んで提言している。

市民の責務として、2つ提案している。

市民はまちづくりに積極的に関わる、もうひとつは、地域活動団体、NPOは情報を市民に積極的に公開する。

また、間接民主主義を補完する仕組みとして、住民投票条例の提案もさせてもらっている。

第3章 市民自治の仕組み

第3章は以下の項目から成り立っている。協働のまちづくり、まちづくりと地域活動団体、まちづくりとNPO、活動団体の支援・育成、地域づくり協議会。この項目のポイントは、町内会などの地域活動団体と、ボランティア団体、NPO法人などのNPOをまちづくりの主要な担い手であると位置づけ、議会や行政と対等な立場で、協働でまちづくりを行うこととしている。また、その地域活動団体、NPOを市民、議会、行政が積極的に支援していくことが必要であるとしている。

地域づくり協議会の構成員は個人と、団体、事業所としている。西成連区の取り組みを全市に広げることが必要だとしている。

第4章 議会の役割と責務

議会の役割として、以下の3つを提案している。

- ・市の重要事項の決定および、行政に対する監視・評価を行うこと。
- ・市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報公開を図ること。
- ・政策立案や、政策提言を積極的に行うこと。

ここで、議会の市民参加、情報公開を進めるための仕組みとして、ケーブルテレビでの放送や、土日の議会開催なども提案している。

一方、市民の出すこの提言が、議会の行動や役割をあれこれ言うのは、本来おかしなことだと考えている。会議の中で、北海道の栗山町では議会基本条例が作られて、議会が活性化されていることを学び、討議した結果、議会基本条例が策定されることに大賛成だった。そこで、一宮市でも議会自らが、議会基本条例の策定することを望む、と提案している。

第5章 行政の役割

第5章は以下の項から成り立っている。市長の役割・責務、執行機関の役割・責務、職員の役割・責務、財政運営。この章のポイントは、市長は、市民との協働の推進、健全財政をはかり効果的・効率的で質の高い事業を行う責務があり、執行機関は公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に、行政活動を実施する、としている。

また特に、財政運営の健全化を求めている。特に、市財政基盤の維持、強化（収入増と支出の抑制につながる施策）を考慮し財政運営を行う、としている。

第6章 実効性の確保

評価のための市民委員会を提案している。

条例どおりに進んでいるかを提案している。条例の見直しも4年をめぐり、としている。市長選などは4年サイクルなので、それにあわせている。

NPOに関連するポイント

今日はNPOで活動している市民の皆さんにも来ていただいているので、NPOについてはやや詳細に説明したい。

NPOの位置づけは、特に重要で、第3章の3項に位置づけがきちっとされている。市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有するNPOはまちづくりに欠くことのできない存在であり、議会・行政等と対等な立場に立つ、とした。

役割と責務は、以下の2つを提案している。

- ・ 地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりにつながっているという意識を持ち、活動を市民に開き、団体相互の連携を持ち、課題に取り組み解決を図る。
- ・ 市民が参加しやすい活動を行うとともに、若い人を巻きこみ、次世代の担い手を育てる。

対する市民や行政の役割・責務は次の2つを提案している。

- ・ 市民は、まちづくりにおける重要な担い手としてNPOが必要であると認識を持ち、積極的に参加し行動する。
- ・ 市民・行政はNPOの活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて活動場所の提供・活動経費の援助、広報支援、その他の支援に努める。

さらに、1%条例のほかに、民間が運営する、NPOを支援する仕組みがあったらどうか、という提案をしている。

NPOの支援育成に関しては、次の2つを提案している。

- ・ 市民・行政は活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備に努める。
- ・ 行政は市民に対してまちづくりを進めるための学習の機会を提供し、人材を養成する。

なお、行政の支援のあり方としては、活動団体のニーズをよく把握し、自主性や自立性を損ねるような支援とならないよう留意する、としている。